

社援基発第0215002号

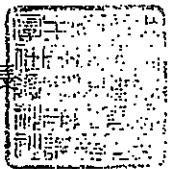
平成19年2月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの  
寄付金等の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援基発第1005002号厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長連名通知「社会福祉施設等施設整備費に係る  
契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」により行われているところであるが、  
今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用する  
こととしたので、貴管内社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

改	正	後	現行
社援基登第1005002号 平成17年10月5日 一部 改正 社援基登第 号 平成19年 月 日	社援基登第1005002号 平成17年10月5日	社援基登第1005002号 平成17年10月5日	
都道府県 指定都市 中核市	都道府県 民生主管部(局)長 殿	都道府県 民生主管部(局)長 殿	
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉基盤課課長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉基盤課課長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉基盤課課長	
社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて	社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて	社会福祉法人が補助事業を行うために締結する契約については、平成17年10月5日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉基盤課課長(以下「交付要綱」)において、交付の条件として、一概競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされているところである。	社会福祉法人が補助事業を行うために締結した契約の相手方等から、社会福祉法人の役員等に不当に資金が還流しているとの疑惑が度々報道されるなど社会福祉法人に対する信頼が損なわれていることは既に通常である。
社会福祉施設の整備事業の相当部分が公費や独立行政法人医療機能評価機構からの公的融資により賄われる事業であることによるものと想み、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑惑の基となることから、その取扱いについては下記のとおりとするので、了知の上補助事業を行う管内社会福祉法人等に周知願いたい。	社会福祉法人に対する寄付金については、昭和35年4月25日会登第1312号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の收入の取り扱いについて」に基づき、補助金の交付に当たり、控除すべき寄付金とみなさないものとされてきたところであるが、今回の改正によって、同通知の「控除すべき寄付金とみなさない」とされる寄付金の範囲は交付要綱によって禁止された寄付金以外の寄付金となることを念のため申し添える。	社会福祉施設の整備事業の相当部分が公費や独立行政法人医療機能評価機構からの公的融資により賄われる事業であることによるものと想み、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑惑の基となることから、その取扱いについては下記のとおりとするので、了知の上補助事業を行う管内社会福祉法人等に周知願いたい。	社会福祉法人に対する寄付金については、昭和35年4月25日会登第1312号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の收入の取り扱いについて」に基づき、補助金の交付に当たり、控除すべき寄付金とみなさないものとされてきたところであるが、今回の改正によって、同通知の「控除すべき寄付金とみなさない」とされる寄付金の範囲は交付要綱によって禁止された寄付金以外の寄付金となることを念のため申し添える。
1 社会福祉施設等施設整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金に対してなされた指定寄付金を除く。	1 社会福祉施設等施設整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金に対してなされた指定寄付金を除く。	1 社会福祉施設等施設整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金に対してなされた指定寄付金を除く。	1 社会福祉施設等施設整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金に対してなされた指定寄付金を除く。
2 契約の相手方及びその関係者は、社会福祉施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、物品納入業者及びその下請け業者とこれら業者との下請け業者との契約を締結した建	2 契約の相手方及びその関係者は、社会福祉施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、物品納入業者及びその下請け業者との下請け業者との契約を締結した建	2 契約の相手方及びその関係者は、社会福祉施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、物品納入業者及びその下請け業者との下請け業者との契約を締結した建	2 契約の相手方及びその関係者は、社会福祉施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、物品納入業者及びその下請け業者との下請け業者との契約を締結した建

記

3 寄付金等の資金提供を受けたことを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を社会福祉施設の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植物等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。	3 寄付金等の資金提供を受けたことを禁止することは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を社会福祉施設の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植物等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。
4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。 (1) 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその關係者から資金提供を受けること。 (2) (1)以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその關係者から資金提供を受けること。	4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。 (1) 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその關係者から資金提供を受けること。 (2) (1)以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその關係者から資金提供を受けること。
5 契約の相手方及びその關係者から寄付金等の資金提供を受けた事が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることがある。	5 契約の相手方及びその關係者から寄付金等の資金提供を受けた事が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることがある。